

もドーナツ状に外へ向って放出される。しかも、江戸時代の貧民街の残滓は、法民俗学的対象として、さらに、新しい社会矛盾と公害のうちに装いをこらしていく。かつての人足寄場は、監獄へと変遷をとげ、授産場は、社会福祉事業施設へと分化していく。そうであったとしても、人間尊重のない行刑は、犯罪民衆の社会復帰に、どれだけの有効剤となるであろうか。

教育刑と勤労尊重の理念は、かつての石川島人足寄場のうちに、ひそかに種子が蒔かれていたことを信じて疑わないのは、寄場が日本行刑史の郷愁の手がかりにとどまらないからである。

だが、しかし、文政五年（一八二二）から天保十一年（二八四〇）までの一八年間に八丈島の流人の数は、二六〇人と記録されている。このうち人足寄場逃げ出しが二二人いる（東京都八丈島八丈町教育委員会「八丈島誌」・昭和48年刊）。

台東開導所について

安 平 政 吉

- 冒 序
- 一 台東開導所の生誕
 - 二 開導所の法律的根拠
 - 三 開導所への収容手続
 - 四 開導所の施設と執行状況
 - 五 収容解除後の成績と保護事業
 - 六 開導所その後の変遷
 - 七 開導所に対する非難とその反論
 - 八 開導所の刑政的意義と領台当時のその修正方向

冒 序

ここに話題としているのは、わが旧外地と呼ばれるものの一つ「台湾」東海岸なかにあった「台東街」から西北約一里半のところ、台東郡卑南庄字「岩湾」にあった世にいう「台東開導所」についてである。いうまでもなく、台湾は、明治二七、八年の日清戦役の結果、「下関条約」によって「澎湖島」とともに、わが国に割譲されたものであったが、去る昭和二〇年、大東亜戦争の結果としてこれを失うことになった。それは指折り数えれば、領台後ちょうど五〇年目に当るのであった。もともと台湾（イル・フォルモサ、美わしの島）は、中国の領土であったのであるから、そこへ還って行ったのは自然の理法であろう。（ただ清国政権の時に譲りを受け、それをいま返還するに、清国は亡く、戦役の当事者、中華民国政権担当者は、台湾の方に移動して存在せず、どこへ返還していいのか？ 民国政権の正当受継者へというの外はないであろう。）まことに、けっこうなことといわなければならない。

一ともあれ、わが台湾統治における行政的施設としての右「台東開導所」は、後に本論において詳述するよりに、領台後、約一〇年有余を経た明治三九年三月二三日の台湾総督府律令第二号「台湾浮浪者取締規則」に基づいて、明治四〇年督府告示第一四九号で台東庁の「加路蘭社」に、「加路蘭浮浪者収容所設置の件」が公布されることによって、その法的出現をみたものであった。ついで翌四一年一〇月四日、現実に、台北、桃園、新竹、台中、台南の五庁から、浮浪者として、はじめて強制就業を命じられた者、二十三名を収容したが、その発足であった。じらい、この制度は世の批判にさらされつつも、若干の処遇方法、施設の場地的変更等を見たままで、

どうか大東亜戦争開始のころまで命脈を保ち、終戦時に及んだのであった（その最後の幕は、どうして閉ざされたか、この点は筆者、現地を離れていたため、責任のある記述は、できないのを遺憾とする。）

かように開導所は收容開始以来、相当の成績を挙げ、世の批判を受けること極めてまれに、いわば平凡に時を経過したのであったが、実施後十余年を経た大正九年に至り、内地の第四帝國議会において、かの「六三法」すなわち「台湾ニ施行スベキ法令ニ関スル法律改正案」が上程せられ、代議士中野正剛氏が右案の質問に関連して「開導所」の法的基礎なる「浮浪取締規則」に対し、鋭い攻撃の矢を放つに及んで、「火焼島送り」、「島流し」の名称は、一躍して内地一般社会人に対し、あたかも台湾統治の暗黒面なるが如き感じを与えたのであった。

同議会での中野代議士の質問に関する議事速記録中にいう。「私は問ひたい。幾多の残忍なる事が台湾に伝へられて居る。台湾の学生でも、何でも本島に於て聊か不穩の言動をなせば、行政処分を以て、之を島流しにすることが出来る。人類の住むに適應せざる火焼島（火の焼ける島と書いてある）に流すことが出来る。その島流しの期限は、無期限である。台湾總督の一存で陛下の臣民をかかると考慮なき処分に処し得るといふことは、私は大変な間違ひではないかと思ふ」と。しかし不穩の言動あるがゆえに、火焼島送りにするという中野代議士の攻撃は、事実上反するものであった。そこで説明役の田總督は、台湾に「浮浪者取締規則」というものがあること、その適用として火焼島送りをしていたこともあるが、現在では「岩灣」に設備を移していること、なお現在では、浮浪人処分に付すべき者は、まず一応警告を發し、その警告を省みずして、なお不都合の行動を行ったときは、台湾總督に具狀して、その認可を得て、はじめて浮浪人取締を施行することに改めている旨を答えたのであった。が、中野代議士は「要するに總督の答弁は、自己の功名を、自己の得た報告、自己の一人の判断によって述べているにすぎない。質問に対しては、何等肯綮に触れるものはない」となし、これに対し、田總督は「自分は、事

実を挙げましたが、それが自家広告をするという御叱りを受けて甚だ迷惑に存ずる。しかし、私は事実を申し上げればよろしいので、それをどう御批評にならうと、それは、質問の趣旨ではない」と答弁したのであった。これは相當な答弁であり、現在からみれば、中野代議士の質問が、むしろ予断的なものをもったものであり、田總督の答弁は、事実上即したものであった。感情にとらわれない、さすがに初代民間總督として正しいものであったと思惟されるのである。

要するに右のような、一大誤解を生じたのは、領台後急速に發展し、それまで統治の重責にあたる台湾總督のごとき、初代の樺山氏をはじめ、いずれも軍人出であったのが、前記田總督にいたり、はじめて文官（シビリヤン）にかえられ、この方式は、最後の總督に至るまで不変であったのであり、新しい時代文化は内地に劣らず吸収されていた点等が一般に十分な理解を得ていなかったことに基因すると考えられるので、ここに開導所の、なれであったかの説明には、どうしてもその前提として、台湾の施政方針なり、島住民の特殊性、ないし領台当初の社会的特殊事情等について、基本的な特色を明らかにしておく必要があると思惟されるのである。

二 わが国の「台湾統治の基本方針」 明治二八年四月の「下関媾和条約」締結の席上、わが全權大使伊藤博文は、清國媾和使臣李鴻章に向い、「台湾の島状はいかがで、おはすか」と問うと、彼は、「台湾には、三年小叛、五年大叛という諺がおはして、実に難治の地でおはす」と答えた。伊藤全權さらに、「三年小叛、五年大叛とは、いかなる事でおはすか」と問うと、彼は「それは、島内を横行する不逞浮浪の徒が、党をなして暴行を働ぎ良民を害し、財宝を横奪し、時の政府の施政方針に抗する所謂暴徒の蜂起が、三年目には小さく、五年目には大きく反覆されると言ふ語でおはす」と答えた。これを聴いた伊藤全權の眉宇には、かすかに憂色が漂ったが、やがて問を続け、「その他の統治上参考となる事どもは、おはさぬか」と問を發したところ、彼は「否（い）や、島の地

域の十分の六、七を占めるといって教化しがたい生蕃といふのがおはす」と答えた。そこで「教化しがたいとは、これそも、いかなる理由（わけ）にておはすか」の反問に対して、「彼等は猛獸と等しく深山溪谷を住居として争鬪を事とし、人の頭を獲るを以て最も誇りとする、奇習ある化外の者にておはす」として、これを統治することの容易でないことを告げ、暗に、わが台湾領有の意向を、ひるがえしめようと努めたようであったが、伊藤全権は、さすがに断固として、「一度、治権を我れに譲らるれば、平和と秩序を保つことはわが政府の責任でおはす」と結び、「治匪」と「理蕃」は、確信をもって期成する決心を示したのであった。

翌五月二十七日、初代の樺山台湾総督は、任に就く途中、琉球列島の「中城湾」に到着し同所で、旅順港から回航した近衛師団と相会して、ここに、文武各官を自己の搭乗している横浜丸に召集し、台湾統治の方針を論告したのであった。いわく、「新附の民に臨むには、須からく愛育無恤を旨とし以て、我皇覆載の仁に悦服せしめねばならぬ。然り、然りと雖も亦恩威併行、所在人民をして、狎狃の心を生ぜしめざるを要す」と。聖旨のほどが忍ばれる。これでわが台湾統治の根本方針は、基本則が示されたことになるのであって、世にいう「一視同仁」（後に六三法で、本則として内地延長主義）、それに加える「恩威併行」主義のそれであった。爾来、この統治方針は、その後、時の経過により、多少「ニュアンス」に相違するものがあつたとしても、この大原則は、微動だにもしなかつたのである。

三 匪徒事件の統出と統治の困難性 しかし、実際として台湾を統治してみると、李鴻章の言った「三年小叛、五年大叛」の諺は決して、いつわりではなかつた。わが台湾統治の、すくなくとも前半期すなわち領台後から大正四年の「西來庵事件」の鎮圧を見るに至る頃まで、おおくの歴代総督、長官はじめ、官民をして憂慮せしめ、また匪徒の乱が反覆されるごとに、その都度少ない場合で十数名、多いときは、数十名に及ぶ同胞が、彼らの

毒手にかかり、あわれ、想思樹の葉かげに、遠くはなれた南の島から、故国の空を仰ぎつつ消えて行つたのであつた。土匪暴徒は、全島いたるところで蜂起したのであつたが、特に北部においては宜蘭、中部においては、雲林、南部では鳳山の各地等が、その頻出を見たのであつた。ここに話題としている「台東開導所」が設置されたのも、前述のとおりこの頃であり（明治四〇年—四一年）、それは児玉総督の後を受けて、統治の任に當つた佐久間総督（明治三九年四月以降、大正四年五月迄の九年間）の時代であつた。同総督は、児玉前総督の計画した有力な「土匪対策その他の施政方針」を継受し、漸次これを実行したのであり、特に「理蕃事業の実行」に全力を傾注したが、また「治匪」の方面とても、前総督の後を追つたこと、いうまでもないところであつた。

四 「化外の民」の教化と、島民に対する「同化主義」（一視同仁主義）の進展 李鴻章のいった「奇習ある化外の者」が蕃社を構成し、主として山脈地帯において争鬪を事としていたことも事実であつた。しかし、これは第三代児玉総督が、後藤民政長官を滞同して台湾の統治に當るに及んで、就任の明治三一年から同三九年ごろまでにかけて、「治匪」と「理蕃」の大綱は、打ち立てられたのであつた。ついでその後を受けて、前述佐久間総督が、統治九年にわたり、特に理蕃事業（討伐五カ年計画）の実行に全力を傾注し、それにつぐ安東総督また、理蕃の後始末をした結果、ここにいわゆる「化外の民」は大勢としては、ひとまず清算されたのであつた。もつとも、後に石塚総督のとき、「霧社事件」のようなものが、ぼつ発したが、これは特殊の事件として、例外的にみるも、さまで不当ではないものであつた。

五 同化主義の施政方針 その後大正七年六月、明石元二郎氏が台湾総督に任じられるや、統治の方針として、「島民に対する同化主義」を強調するに至つた。この傾向は、大正八年一〇月、前述のように初めて文官総督田健次郎氏の就任によって、あらためて「皇民化主義」の名のもとに、この同化政策が力強く打ち出されたので

あった。

じらい、最後の長谷川総督に至るまで、かような一種の「一視同仁」、「内地延長主義」、「同化主義」の施政は変らなかつたのであった。かようにして、ここに当面の課題として「台湾浮浪者取締規則」に立脚する「台東開導所」の運営とても、もっぱら收容者をして、「同化主義により、正常な日本国民に教化すること」を目標として実施さるべきことが、期待されていたのであった。

一 台東開導所の生誕

一 「台東」というところは、一般の人も知っているとおおり、台湾島の東部海岸地帯の大体、中ほどに位する。全島中、もっとも僻遠の地とされていた（もちろん中央山脈地帯を除く）。ことに鎮台初葉のころは、多年この島に居住し、旅行好きの内地人、土着の本島人でさえ、容易にこの地を訪れることはできなかった。もちろん、のちにできた鉄道により、

(a) 台北の方面から南下するにしても、

(b) 北部の宜蘭方面を廻り、南下するにしても、

いずれも当時は、直通することはできなかった。もし右(a)によれば（大体終戦直前の昭和一八年ごろまでは）、南部の「潮州」と「恒春」との間、それから「恒春」と「台東」間は、いずれも十余時間を要する難行自動車道路に加え、若干の道程は徒歩連絡するの外はなく、また(b)のコースをとるならば、宜蘭方面の鉄道で「蘇澳」までゆき、それから自動車で「蘇澳」と東海岸第一の商港「花蓮港」間は、文字どおり、ほとんど垂直で海面に達

している断崖絶壁を、海面上約二〇〇米くらいの所で、岩を陸地側に向けて、斜めに切り崩し、そこに画き出される三角形の底辺約六、七米の平面を軌道とする道路上を自動車で行く（ちょっと窓から下をみるさえも、身ぶるいを感じるような道）する難行、旧日本式約「三十里」の道程をもってするの外はなかった。

島人呼んで、『花蓮港』は、「ユカレンコウ」といったのも無理ではなかった。それにしても、このような大胆な道路を造った当時のわが為政者の気宇の偉大さには、驚かされるのであった。

上記のような台東のさらに「北西」、旧里程で一里三〇丁余のところに、前述のとおり「台東開導所」が開設されていたのであった。それは第三代児玉総督が、日露戦争となり、帝国陸軍の参謀総長に任命され内地に転出しそのあとを第四代佐久間総督が受けて、前代によって画策された「治匪」「理蕃」策の実行を着実に推進せしめるようになってから後のことであった。大体いまから約七〇年前のことである。

二 開導所は、前述のとおり台東郡卑南庄卑南大溪の右岸山沿いに設けられていた。その西方は高く知本金山を仰ぎ、南方はとく霧頭山、それから大武山の諸峰を望み、それら山麓の原野一帯が、しだいしだいに、ひろく東北に向って展開されている眺望まことに絶佳というべき地点に在った。

開導所では、所長警部一名指揮のもとに、職員はおよそ三〇名、毎年、当初は約一〇〇名程度の者を收容した。毎日、「真面目に、正直に、熱心に働け。我慢し、辛抱し、克己し、自判せよ」とのモットーのもとに、(イ)朝には「日出ずる東方を仰ぎ、皇居の遙拝。祖先、父母、郷土の空を伏し拝み、忠孝両全の達成を誓い、相互の信頼と親愛と、上長に対する絶対服従の下に」、(ロ)日中、「黙々として一定の労作を続け」、(ハ)夜に入りては、「静かに一日を反省し、内心の汚れを洗い去り、一意感謝と明朗な希望とに生かすめようとする」一労作收容所たらしめようとしたものであった。それは本来のねらいどころは、台湾における「老鰻」（ろうまあ・台湾人の無

頼漢)の禍害を排除し、防止しようとするのが、主な目的であった。

二 開導所の法律的根拠

一 開導所 一定の公共的危険性を有する本島人(本島在住の内外人には適用なし)を強制的に收容して、これに継続的就業をなさしめる一種の行政的処分を執行する施設である。その法律的根拠は「台湾浮浪者取締規則」(明治三十九年三月一三日律令第二号)であった。台湾においては、当時律令なるものは法律と同一の効力を有していたのであった。この規則は、大正九年律令第一三号でその一部改正が行われた。そしてまた右律令の施行細則は、明治四〇年九月二六日の台湾總督府令第七八号で定められ、これに対する最後の改正は、大正九年の督府令第一三二号でなされた。なお右細則の「施行心得」なるものが、明治四〇年九月督府訓令第一七〇号で定められていた。これを要するに、開導所は、「自由刑」についていえば「刑務所」にあたり、その実体的法律である「刑法」にあたるものが、前記「浮浪者取締規則」であったのである。

二 浮浪者取締規則 は形式上一種の行政規則にすぎないものであったが、その趣旨とするところは、第一に一定の公共的危険性を有する者、すなわち「一定の住居または生業をもたずして公安を害し、または風俗を紊す虞れがある」と認められる本島人に対しては刑事責任の有無にかかわらず、行政庁は「その定住または就業」を警告する予戒命令を発する。第二に、右予戒命令は、「一定の危険性者に対し、社会を防衛する上において必要と認められる作為不作為を命じ、台湾の保正、甲長は(内地の村、区長)戒告を受けた者を監視訓戒する義務を負う」(施行細則第二条)。「受戒告者は、保正、甲長の連署で受命の日から七日内に、その住居または職業の種類お

よび就業の場所を当該の地方長官に願出で認可を受けるべきもの」とし(同第三条)、第三に、「予戒命令は解除条件付であり、もし受戒告者にして改悛の情が顯著であり危険性がなくなったときは、命令処分は解除される」が、これに反し、第四に、「予戒命令を受けた、その行為を改めない者に対しては、地方長官は台湾總督の認可を受けその社会的存在を制限し、またはこれを一般社会に危険のない場所に置かしめ、強制就業を命じ、かつこれを執行し得べきもの」とする。この最後の強制就業のための收容所なるものが、右「台東開導所」であったのである。

三 では右「台湾浮浪者取締規則」は、なにがゆえに立法されるに至ったのであろうか。いまその立法理由を探るに、それは明らかに前述の佐久間總督時代における土匪鎮定後の狗鼠的小賊、その他の犯罪的不良分子の鎮圧ということが因となっていたのであった。ゆらい台湾における犯罪、特に領台後、犯罪史の最初の頁を飾るものは、土匪事件であったこと前述のとおりであり、匪徒の乱は清領二百余年を通じての悩みの種であったからである。

幸にして、わが官憲の多年の努力により、匪賊は鎮定されたが、なお無頼の徒は、たえなかった。この無頼の徒は、これを「老鯁ろうぎょう」といった。犯罪的危険の大なる常習的犯罪分子であって、本島には二十八宿武徳福祿その他諸種の名称を附して、無頼漢の秘密団体があり、島内の治安を乱すこと大なるものがあり、台湾警察の無頼漢と定義していたものこれである。彼等は一定の正業をもたず、あるいはこれを有するも、怠惰であり職業に勉勵しない。好んで賭博場、密売窟等に出入し、恐喝賭博等をあえてなし、あるいは党を組む、喧嘩争闘を試み、良民を脅かし、その他あらゆる不逞行為をなし、一定の居所をもっていないのが、つねであった。

もとより本島人であり、一定の住居又は正業をもたずして公安を害し、あるいは風俗を紊す虞れがあると認められる者に対しては、保正甲長に於て之を監視訓戒し、非行を為さしめない責任があるのであるが(保甲条例施行細則第二条)、そのみではとうてい頑強な不良分子を鎮圧し得べくもなかった。

そこで右取締規則は出現していたのであって、その立法理由書にいう。「抑々犯罪は社会の病的現象にして、幾多の複雑変化極まりなき原因事情の錯綜したる結果なるを以て、全然之を消滅せしむるは到底不可能事たるべしと雖も、又犯罪の原因を尋繹し、其の性質を審究して、之に適當なる手段を施用し、以て犯罪なる社会の疾病を治療し、其の健康を保全するは政府の重責なりと謂はざるべからず。いまその原因を案ずるに、種々あるべしと雖も、其の主たる動機は、個人的原因、即ち殊に一定の生業に従事するを嫌忌し、放蕩奔逸以て無限の利慾を満たさんとするに在り。彼等は労働の意思なく、又労働の習慣なし。彼等奚んぞ他人を脅迫し、詐取し窃取せざることを得んや。彼等は先天的に慣行的營業的犯人たるにあらずして、其の惡漢無頼たる性癖は、積年の惡習の結果たるに過ぎざるなり。彼等の中、胆小にして知識淺薄なる者は、乞食浮浪となり、胆大にして狡智に長じたる者は、或は窃盜となり、詐欺師となり、其の甚だしき者に至りては、匪賊として団結し、良民を劫掠し、国法を蔑視するに至る」となし、之に対する既往の「刑罰なる手段は斯種の病根に対しては、適當なる治療手段と認むること能はず、怠惰にして労働を嫌忌する無頼の徒に対しては、刑罰の外、更に労働を強制し、労働の習慣を培養するの方策を採らざるべからず。強制労働制は嚴格なる監督の下に労働せしむるものなるを以て、労働の習慣を養成し、遂に独立自營の人たるを得るに至らしめ、併せて其の威嚇的効力は、他の無職無頼の徒をして自ら職を索むるに至らしむるの利益あり。故に強制労働は、独り保安の目的を達するのみならず、処世の軌道を逸し憐れむべき境遇に墜落すべきを濟ひ、併せて国家経済上多大の利益を増殖するものと云はざるを得ず」との認識に基づいてなされている。そこには刑罰を以て専ら応報のそれと解し、自由刑にもこれ亦労働を習慣づけるによる改善作用、今日のいわゆる教育刑分子の多大に存することが十分に認められず、かような分子は、刑罰以外の強制労働なる一種の保安処分により遂行せらるべきことが主張されていたのであった。

今日の労作所收容なる保安処分が、自由刑の執行と全く異なるものとして認められ、それは主としてフランス刑法「浮浪罪」の規定並びに同一八八五年一月二五日公布の「ルレーガーシオン」(植民地追放)の制度、ないしベルジックの一八九一年「乞丐浮浪の徒取締法」における労作所收容、英国における「怠惰、無頼漢、浮浪人に対する労役の制度」、旧独逸刑法第三六一一条の違警罪立法等を比較参照して、それらの各長を採ると共に、他方、台湾の老饅の事情等をも考慮にいれ、主として督府調査員、岡松參太郎博士等によって立案せられたものであった。⁽¹⁾

ちなみに、「台湾」における特殊人に対する保安警察的取締規則」としては、「内地人」と、「外国人」と、「支那労働者」の三者に分ち、特殊の取締規則を設けていた。⁽²⁾

(1) すなわち「台湾浮浪者取締規則」は、第一に、知事又は庁長は、一定の住居又は生業を有せずして公安を害し、又は風俗を紊すの虞ありと認むる本島人に対し其の定住又は就業を戒告することを得る旨を定め(規則第一條、第二に、若し右の戒告を受けて、その行状を改めない者に対しては、知事、庁長は、総督の認可を受け、其の定住又は就業を命令し、必要なる拘束を加えて、之を定住地又は強制就業執行地(現在では台東開導所の一箇所)に送致することを得べく(第二條)、此の強制就業は台東庁長が執行の任に當るべきものとする。そして第三に、管轄知事、庁長は、定住又は強制就業の処分を受けた者の行状を監視し、将来強制の必要なときは総督の認可を受け、其の処分を解除することを得べく(第三條)、その他、執行の地方長官は総督の認可を経て、定住、強制就業処分を受けた者の監視及び懲戒に関する規定を設け得べく(第四條)、第四に、本令に規定するものの外、必要な規定は、総督之を定むべきこととなしていた(同第五條)。

(2) すなわち「台湾保安規則」につき一言するならば、公共の安寧秩序を維持することは、いふまでもなく保安警察の目的であるが、これを実現することはまた同時に最も有効な犯罪予防策を策定することとなる。そこで一面に於ては台湾治安の維持、他面には防犯の見地よりして、一定の特殊人に対する保安警察的規則として、特に注意すべきものに三つのものがあつた。

その一は、主として「内地人」に対するものであり、その二は、主として本島人に対するもので、その三は、「外国人」に対するものであつた。右(内)内地人に対しては「保安規則」があり、(外)本島人に対しては前述の「浮浪者取締規則」があり、(外)外国人に対しては、「支那労働者(を除く)右保安規則の外に「外国人取扱規則」(明治三十七年七月府令七一號)及び「外国人入国に関する件」(大正七年二月府令七號)等により、これを取締り、また支那人の労働者に対しては「支那の労働者取締規則」(明治三十七年九月府令六八號)により各取締つていた。

三 開導所への收容手続

一 戒告 一定の住居生業をもたずして、公安を害し、風俗を紊す虞れがあると認められる本島人に対しては、地方長官は、まず第一次的に、その定住又は就業方を戒告する。この戒告には必ずその地の保正、甲長を立会わしめ、受戒告者を監視訓戒するの義務を負わしめる。受戒告者は七日の期間内にその住居又は職業の種類及び就業の場所を、保正、甲長と連署の上、地方長官に願出で許可を受ける。そして郡守、警察署長は、「戒告者名簿」なるものを作成し、爾後その行動を監視する。勤怠、品行、衛生状態を逐一記入せしめ、命令処分事後の経過を明瞭ならしめ、行状の改まったときは戒告解除命令を発するも、そうでない限り手続を進める。当局の調査報告に拠れば、台湾に於て毎年右の戒告に附せられる者は多くて百数十名、少くて数十名を数え、解除の数は約その半数であった。そして毎年その全体数は約一千二百名。事変初め昭和十三年末は八五四名であった。

二 強制就業処分 戒告後一定の期間その行状を監視し、ついに改悛の情なく、かえって社会的危険性を増大した者に対しては強制就業の処分、すなわち開導所收容手続に移るが、この收容に至る迄の処置が実務として最も苦心するところとされていた。ただし前述の如く、收容には総督の認可を要するのであるが、一般的危険性を立証することは容易ではないからである。実際としては、地方警察官が、受戒告者の違警罪処分、拘留事実を多数に指摘し、多くて二、三十件を挙げていた。試みに、いま、この点の一事例を示すならば、つぎのようなものである。

すなわち、昭和十三年某州知事の浮浪者強制就業処分の認可申請理由にいう。「浮浪者甲は、昭和八年二月頃より無頼漢の群に投じ、喧嘩口論をなし、公安を害すること甚しきを以て、昭和十年五月七日就業戒告を受けたるものなる処、其の後警察官憲の温情ある訓戒にも耳を藉さず。台湾刀を携帯して諸方を徘徊し、各所に於て賭博を為し、内地人玉突屋に於て料金を請求せらるるや、内地人女の癖に生意気なりと乱棒を働き、或は本島貸席店に於て代償なく婦女に情交を迫り、或は又、自分のことを警察に密告せりと曲解して暴行を為す等、其の一例にして、公安風俗を害すること甚しく、且つ本人は全く職業を有せず、住居なく諸方を徘徊し不正に徒食するものにして、誠告する方法なく、二十数名無頼漢の輩下を有し被害多数を予想せらるるも、被害者は本人の勢力に恐れ秘し居り、保正に於ても既に施す術なしと台東開導所に送致方を嘆願し来り居り、此の儘にては到底改過善導を期し難きを以て、本処分が必要ありと認むるに因る」というが如きであった。

そして、右事実の立証的事実として、約二十回余の拘留処分を掲げ、戒告処分前の刑法的前科の事実を指摘し、且つ保正の嘆願書、附近の風評、家庭の状況等、詳細取調書を添付していた。この申請書は、係、課、局長、最後には事実上、審議室事務官数名の審査を経て認可されるにおいては、総督府より身柄送致の通牒が台東庁長に對してなされ、ここに開導所收容とされるのであった。

三 開導所送りとして地方警察官の悩みとしていた一事は、田総督時代、取締規則改正の結果、単に警察のみで危険性を認定していたのを、昭和十三年当時では「認可」を条件とする結果、総督府警務局長の外に、実際として審議室の事務官の審査を要件とし、しかも事務官は専ら書面の上でこの点を判断するのであるから、往々にして再調査等を命じ、それが徒らに時日を遷延し、時には勘違いの調査を命ずるような事もあって、その通過が容易でなく、ために熱意なき地方警察があるとすれば、少なからず該取締規則の運用において、敏感性を失わしめる場合なしとされないとしていた。事務官の審査は、長所であるが、同時に具体的危険性の認定は何としても不適當

であり、これは、将来すべからく、いますこし権威ある実状に通じた機関に委すのが妥当とされていたのであった。

四 開導所の施設と執行状況

一 当初の開導所の敷地は八、〇〇〇坪。屋舎は四、二二五坪。附属の農場用地は、五三甲余（台湾の一甲は内地の一丁歩、すなわち三、〇〇〇坪。ゆえに五三甲は一五九、〇〇〇坪、わが農人のいう五三〇反である）であった。

開導所の施設としては、刑罰執行の場なる刑務所にみるような、塀その他収容者の逃走を防ぐための格別の戒護設備は施していなかった。が監視として警察職員、警部補一名、巡査部長三名、甲種巡査一九名、乙種巡査三名、嘱託一名、雇員二名等、約三十名の職員が置かれていて、ある程度の戒護的手段は講じられていた。すなわち収容設備としては収容者寢室、病室、謹慎室、篠工場、材料倉庫、食堂、事務室、屋外農耕場等があった。そして昼間は各労作の部に従って雑居これに従事し、概ね一名の監視を置き、夜間もすべて一室に雑居せしめていた。もちろん婦女子は、一人も収容していなかった。

二 昭和一四年一月当時の収容者は、比較的少く六五名。収容一年未満三三名。二年未満は一九名、三年未満は八名。四年未満は五名であった。教育程度は、公学校五年修業以下の者多く、年齢は二二歳以上、三八歳以下の者によって占められていた。収容者中、前科のある者は六一名、無い者は四名であった。労作の種類は、木工二三名、靴工は三名、縫工は一八名、農業は一〇名、掃夫看病夫は五名、竹細工は五名。既婚者は一一名、未婚者は五四名。有産は一名、無産は六二名、父母のある者は二四名、同じくない者は一七名であった。

三 開導所における労作は、はじめ農耕が主として課せられていたが、これは少く以前から改められ、しだいにこれに代えるに、主として社会に復帰した場合、本人の生業をしやすいものを修練せしめようとする見地から、その後おおくの刑務所内に行われている労作と大同小異のものを課すに至った。ただ刑務所のような特殊の服装を用いず、また原則として刑務所のような戒護を認めないだけであった。これがために、彼れら被収容者が逃走を企てるということは、殆んど稀とされていた。さらに注意すべきは、被収容者は、総じて西部台湾で捕われ、蔽戒裡に船で押送されてくるのであったが、開導所収容と同時に、一切の繋縛を解くも、その利那から、彼等は猫のように態度を一変するものが多かったとの一事であった。この一事は、刑政上特に仔細に検討を要すべき点である。これはおそらく、台東という自然の山川風土の威圧、並びに郷土より遠く離れたという事情の然らしめるところであり、必ずしも設備乃至制度自体の何物かに感ずるがためではなかったであろうとされる点である。郷土をおわれて、はるかな曠野に送られ、「もはや致し方なし」とする諦観のしからしめるところと思惟されるのである。

労作の執行は、大体刑務所に準じていた。収容者は、就業を強制せらるるも、一定時間以外において読書、通信等の自由をもつことは勿論、不穩の行動ある者以外は、身体の拘束を受けるが如きことはない。強制就業の目的は、今日の改善的自由刑執行の原則に同じく労作慣習を馴致し、解除後の生活の安定を得せしめようとするにあり、ために累進制を採用し、点数主義を採り（賞票）、四票を得た者を解除適格としていた。すなわち収容者の日常素行、作業の勤怠、改悛の情等の成績を考查し、入所後六カ月以上を経過した者より一賞票を授与し、爾後四票を有するに至った者をもって、解除期に達したものとなしていた。従って普通は二、三年、長くて四年以内には解除されたのであった。

労作の種類は、前に一言したように木工、靴工、縫工、農業、雑役であった。以前は開墾事業に重きを置いていたとのことであるが、その後、本人に解除後の生業を得せしめようとの見地から、主として屋内労作の課せられるに至ったことは、ある意味では甚だ遺憾であり、疑問である。何となればかくては、殊更に台東に開導所を設ける必要はなくなってくるからである。

四 収容者の食費は、昭和一二年当時一回約十銭であり、労作には報酬を与える。所の経費は、以前は台湾警察予算に計上されていたが、大正一〇年以降、警察予算が、国庫支弁となるに伴い、警察職員の人件費のみがその中に計上せられ、その他の所の経費は全部台東庁の地方費に移管されたことであつた。これは多少合理的でないようであるが、総督府は、毎年、庁地方補助費を計上し、この中から所の経費が捻出されていたことであるから、結局、実質的には開導所の経費は、国庫の負担に帰せられていた。その年額昭和七、八年頃には、僅かに一万四、五千円、昭和一二年度は、一万二千七百円余という驚くべき少額のものであつた。

五 収容解除後の成績と保護事業

一 最後に最も肝要の一点として、われわれの仔細に検討を要する一事は、それでは開導所に収容されていた浮浪者は完全に改善され、もはや再びこの所に収容するが如きことはなかつたかの一事である。が、不幸にしてこの点は、われわれをして十分に満足せしむる成績を挙げていない。明治四一年の当初から昭和一三年二月に至る迄の収容総数八七六人の内、改悛の情ありとして解除せられたる者六八六人であり、病氣解除及び死亡者二六人である。

いま収容者が解除せられてからの成績を、各州別に調べてみると、百人中、真人間となつた者は、平均六十九名の割で、残り三十一名は解除後も改悛の情なきか、又はその情薄い者であり、ために再度の戒告を受け、強制就業処分を命ぜられる者も稀ではなかつたことである。特にこの傾向は台北州よりの収容者に多く、同州は既往に於て解除後成績良なる者一一九名、不良の者一〇一名、死亡七十七名、行方不明七十五名であり、良五四％に対する不良四六％の割であつた。これは浮浪者乃至老鰥といへば、まず「台北市の本島人街」の所産であるというも過言でないといされた一事にも基因する。その他、新竹州の解除後良なる者は八二％、台中は八四％、台南は、八八％、高雄八八％、花蓮港五四％であり、全島を通じ成績良なる者の数、二七二人に対し、不良一二〇名、死亡二〇四名、行方不明一〇八名をかぞえていた。

二 思うに不良者を出すゆえんのもの、従来、解除後、本人を無条件に社会に解放し、しかも被解除者は、概ね蓄財なく、空手にして再びアルコールや、町の香りのする彼等の古巣に送り還えされたによる。これは当局者の最大に注意を要すべき一点であつた。刑政上彼等を無条件に社会に放置するほど、およそ無知というか、むしろ無責任に近いことではないのである。尤もかくの如き態度は、従来、法治主義、個人自由主義思想の当然の結果である。開導所の設備は、将来ともなくてはならない一制度であるが、その経営、特に解除への方法には、今後格別の考慮を要すべきものがあるとされていた。何れとするも現在の解除はいささか早きに失するやに思われたのである。

ゆえに開導所有終の美を収めんがためには、一方には、条件附の解除を必要とすると共に、他方にはこれに対しても、解除後の保護事業が、真摯に考えられなければならない。事実既に台東には、この開導所の真意達成のために「台東庁聯合保護会」なるものがあり（但し釈放者一般に対し）、一面には収容者に対する技術の習練を、

他面には解除後の授産保護等に、人知れず苦心が続けられていて、また賢き辺りではこの珍しい社会事業に対し、昭和二年と三年に、御下賜金の下附があり、ために同年に恩賜財団「慶福会」及び「明治救済会」、「大正救済会」等が設けられるに至ったのであった。

六 開導所その後の変遷

一 その後明治四五年四月一二日、督府告示第六〇号で、台東街の東海岸十数哩の沖合なる離れ小島「火燒島」にも、浮浪者收容所設置の件が公布され、同年八月八日、同年最初の強制就業者を收容し、かくて收容所は二箇所となり、收容者は、加路蘭より火燒島に、火燒島より加路蘭に、随時転出入が行われ、爾来「火燒島送り」といえば、台湾の老鰻を身震いさせたのであった。が、大正八年の暴風雨で、加路蘭收容所が大なる被害を受けたため、これを岩湾に移すこととし、同年九月十九日、督府告示第一三五号で、名称を「台湾岩湾浮浪者收容所」と改め、一方、火燒島の收容所は、翌大正九年二月二六日督府告示第二六号で廃止するに至った。

二 廃止の理由は必ずしも一部の論者の伝えるがように、世上の非難を受けたがためではなく、また必ずしも不健康地であったためでもなく（健康よりすれば却って宜し）、第一に、物資の供給が不便であり、第二に、行政取締の手が行き届かず、ために真の教化改善に十分でないとせられたによる。そして、当時の火燒島收容者一名は、岩湾の方に移送併合せられ、同年末、後者の收容者は一三六名で、爾来後者の存続に変わりはなかった。ただ昭和三年に至り、名称を「台東開導所」と改め、名実共に明朗な気分を發揮せしめることとなり、終戦時に及んだのである。

七 開導所に対する非難とその反論

一 上述のように開導所は、相当の成績を挙げたのであるが、もとよりその当時、これに対する反対論とも見受けられた。その理由は、

(a) 内、台人に差別を設け、本島人に対してのみ、このような処遇を認めることは不可である。
(b) いやしくも立憲制の国家において、刑罰でなくして、たとえ行政的のものといえども、このような人の自由を拘束する処分を、行政官をしてなさしめることは妥当でない。

(c) 特に、このような処置を、総督の命令に基づいてなさしめることは、不可であるとされていた。
二 しかしながら、ことは、この制度が行われた時代文化との相関において考えられなければならない。この見地からするとき、この制度は、なお次の如き理由の下にとにかくも終戦時までは維持されたのであった。

(a) 内、台人差別取扱というも、内地人に対しては、「台湾保安規則」による「懲戒命令」及び「在住禁止処分」があるが、本島人にはこのようなものはないのであるから、開導所に收容するまでであり、台湾の一般社会より隔離して居住移転の自由を制限することに於ては、両者共に同一であった。

(b) 強制收容は本人を匡救教誨し、これに職業を授くるを主たる目的とするもので、感化院又は矯正院に類する作用を演じるが故に、刑罰とはおのずからその内容を異にするものであり、したがってそれは行政官を以て処分せしめるに不都合はないとされていた。

(c) 実際論としても、台湾にはなお浮浪兇暴の徒が相当に多く、これらに対し、違警例によって処分するも、殆

んど効果なく、しかも他に適当な方法がない当時として、いまにわかになんかこれを廃止することは治安維持上、かえって不可であるとされていた。

(d) 本制度は「律令」に拠るもので、しかも律令は台湾においては法律と同様の効力をもつがゆえに、旧憲法上なんら問題とするに足りないと言われていた。

八 開導所の刑政的意義と領台当時の修正方向

一 台湾浮浪者取締規則ないし開導所の刑事政策的意義 この点に対しては、われわれの大いに学ぶべきものがある。特に本世紀の初葉来、西欧諸国の刑事立法で新しく取りあげられるに至った広義の「保安処分制度」の立場から、今後刑事政策方面において、犯罪に関係した者に対する「犯罪性の改善ないし治療処分」ということが考えられ、そこに危険性に対し、今日の国家は、ますます積極的態度に出なければならないように考えられるのである。もとより、そこには、わが憲法の精神から、人權の自由は最高度に保障されるべきこと、もちろんであるが、これと矛盾しないかぎり、公共の福祉の観点から、将来特殊の犯罪性を持ち、かつ現に処罰されるべき身分者であるかぎり、これに治療、または改善目的の処分は適用されてしかるべきであろう。ただし、その危険性の最後の判断は、もちろん裁判所のそれによるべきものとし、また処分請求の主体は、検察官たらしむべきものと考えられる。

二 ただ、現在の「日本国」としてではなく、上來述べてきた、わが「領台当時」における「台湾」という一種の「外地」における「刑政的措置の問題」としては、大体つぎの如く考えるのが適切妥当のように思惟された

のである。すなわち、まず第一に、一定の一般的危険性状態を確認し得べき原因の存在すること明白なときは、裁判所は、検察官の請求により、本人を予戒処分に付することを命じる。第二に、予戒処分の請求は、本人の現在地を管轄する地方法院の検察官が予戒処分委員会の議を経て、書面をもって、その所属法院に対してこれをする。第三に、この請求があったときは、法院は本人の陳述を聴き決定をする。第四に、予戒処分に付する旨の決定に対しては、本人より即時抗告をすることが出来る。ただしこの抗告は裁判の執行を停止する効力は本則として認められない。なお右「即時抗告」に関しては刑事訴訟法中、決定及び即時抗告に関する規定を準用する。第四に、予戒処分に付せられた者は、当分の処置としては、特殊設備に收容し、改悛せしめるため必要な処置をする。第五に、予戒処分の期間は、大体二年以上五年以下とし、五年を最高とする。特に必要がある場合は、裁判所はこれを更新することが出来るものとする。第六に、予戒処分に付せられた者が、收容後、その必要がなくなつたときは、司法行政官庁の処分をもって、退所せしめることができる。退所の処分をするには予戒処分委員会の議を経るべきものとする。第七に、予戒処分委員会及び予戒処分に關して、必要な事項は別に施行規則を定めることができるものとしていたのであった。

なお単に開導所における收容解除といわず、ひろく一般の刑事司法保護事業のそれとしても、公共的常習犯性の者に対しては、過去の開導所の成績と苦い体験とに鑑み、今後はやはり台湾において、一定の保安処分を必要とするものと考えられた。すなわち、司法保護機関の活動あるに拘らず、一定の期間内に一定の職業に就き得ない者、さらばとて他に確實かつ適当なる引受人のない者及び最初から保護機関に委すことは、社会の防衛、その他の見地より不適當と認めらるる者に対しては、将来の保護事業法などにおいて、そこに新しく認めらるべき保護監察所に收容し、主として、保護的見地よりする勞作処分に移すべく、これは不定期的とし、本人のホームた

らしむる必要がある。但し監察所には「普通部」と、「特別部」とを設け、前者は改善可能を存し、かつ労作能力を有する者が、主として社会一般人の偏見に基づき、保護団体の尽力あるに拘らず、社会が之を吸収し得ない分子、及び高度の常習性とはいへ、改善は全然放棄されていない者を收容し、後者は、一定の疾病又は精神病的傾向乃至は老癯、変質的傾向あるに因り、社会に放置することが本人及び社会に対し不安を惹起せしめるの虞れある者、及び慣習的犯罪性濃厚であり、一応は釈放されたるも、その完全なる改善と社会的復帰とは容易に望み難き、いわば、素質的なる公共的危険性の常習犯人を收容すべきものと考えられた。そして、その代わり、両者いずれとするも收容者に対しては、相当の労銀を与え、指物、裁縫、洋服仕立、製靴、印刷、製本、鍛冶、農耕等、半永続的、出来得べくんば、官業的労働を与え、原則的に国家の経営する中間ホーム的のものとすべきであるとされていた。

清末の習芸所

島田正郎